

看護学生の実習時の感染対策について

法人看護学生委員会

実習にあたっては、院内の感染対策を実施すると共に、以下の事項を遵守して下さい。

- 1, 事前チェックリストを記載のうえ、実習当日に持参し、看護学生担当者へ提出する
- 2, 実習期間中の遵守事項
 - 1) 移動時は必ずマスクを着用し、病院内ではサージカルマスクを常時装着する
 - 2) 実習日には、毎日、体温測定・呼吸器症状の有無など健康チェックを行う
 - ① 自宅にて体調不良がある場合は、自宅から出る前に、看護部長室の看護学生担当者へ連絡する
 - ② 病院到着後の健康チェックで発熱等症状のある場合は、看護学生担当者に速やかに報告し帰宅とする。帰宅の際は受診についても相談する
 - 3) 実習中は、現場看護師の指導を受けて感染対策を徹底し、手指衛生を心がける
- 3, 職員同様3密を回避する
＜振り返り・カンファレンス等＞
 - 1) マスク着用し、窓やドアを開け、換気をしながら行う
 - 2) 座席の間隔を空け、密にならないようにする
 - 3) 終了後、高頻度接触面の環境整備をする
＜休憩＞
 - 1) 黙食とし、会話時は、マスクを着用する
 - 2) 食事時は換気を良くし、少人数で行う
- 4, 更衣室
 - 1) マスク着用し、大声での会話はしない
 - 2) 飲食はしない
 - 3) 入室・退室時は手指衛生を行う
- 5, 実習期間中に実習生が感染又は、感染が疑われる症状発生や濃厚接触者となった場合
 - 1) 判明した時点で、実習生は速やかに看護学生担当者に報告し、対応が決定するまで実習は中断する
 - 2) 看護学生担当者は状況を確認し、看護部長室・感染対策室と実習が継続できるかを含め対応を検討し、実習職場の師長へ指示をする
- 6, 実習終了後の対応
 - 1) 実習終了後 14 日間の健康観察を実施する
 - 2) 健康観察期間中に、新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出現した場合は、速やかに看護学生担当者へ報告する